

25監 第269号
25建企第481号
平成25年12月17日

(一社) 長崎県建設業協会
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会 } 様

長崎県土木部監理課長

長崎県土木部建設企画課長

県内業者の営業所の取り扱いについて

このことについて、平成18年度から発注管内に主たる営業所を有する業者（以下「管内業者」という。）の入札参加機会の拡大に配慮し、制限付き一般競争入札では、管内業者の少ない管内を除き管内業者のみを対象とし、県内業者で入札参加資格者名簿に登録された委任営業所（以下「受任営業所」という。）を対象としないようにしているところです。

しかしながら、受任営業所を開設しているものの中には、受任営業所管内地域での長期間の営業活動実績や県工事の受注実績があり、一定の雇用も確保しているなど、管内業者と同程度以上の能力を有しているものがあります。

このため、下記の要件を満たす受任営業所については、地域に貢献していることが認められるため、当分の間、制限付き一般競争入札、指名競争入札における地域要件を満たすものとして取り扱うこととしますので、該当する業者への指導方ご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 申請者の条件(資格)、必要書類、申請時期

1) 申請者の条件（資格）

次の①から④の全ての条件を満たすものであること。

- ① 平成25年4月1日時点で、営業所（主たる営業所を除く。）開設後継続して10年以上を経過していること。

なお、少なくとも平成20年度以降は、継続して入札参加者名簿に登載された受任営業所であること。

さらに、商号又は名称を変更した場合や長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱第8条に基づき消滅した法人の地位を承継し、当該消滅した法人の入札参加者名簿に登載された営業所を受任営業所とした場合は、継続しているものとみなす。

- ② 平成20年度以降に当該営業所が存する管内において、県が発注した土木一式工事を元請けとして施工した実績（随意契約は除く。）があること。
- ③ 当該営業所に、申請書の提出期限日時点（期限日を含む。）で20名以上が常時勤務し、うち10名以上は受任営業所が存する管内に在住していること。

なお、申請書の提出期限日以前（期限日を含む。）6ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

- ④ 当該営業所に、申請書の提出期限日時点（期限日を含む。）で建設業法第15条第2号イ及び第26条第4項の両方を満たす技術者（業種は、土木工事業に限る。）が5名以上勤務していること。

2) 申請に必要な書類

下記2.の工事に参加を希望するものは、次の①から④までの全ての書類を2部（1部は複写可能）提出すること。

- ① 申請書（様式1号）

作成し、押印すること。

- ② 当該営業所の営業活動を証する書類

（ア） 当該営業所の開設時期を確認できる登記簿等の写し又は同等の書類

（イ） 営業所の写真

- ③ 当該営業所の長崎県発注工事に係る元請け受注実績を証する書類
元請け工事の契約書の写し及び工事完成確認書の写し（土木一式工事が確認できること。）ただし、CORINS に登録されている場合は、CORINS の写しでも可とする。

- ④ 当該営業所の従業員、地元（県民）雇用を証する書類
（ア）従業員の一覧表（様式２号。任意様式も可とする。）（２０名分）
（イ）住民票の写し（管内在住者１０名分）
（ウ）健康保険証の写し又は同等の書類（６ヶ月以上の雇用関係が確認できること。）（２０名分）

さらに、１）④に該当する技術者は、上記（ア）～（ウ）に加え、以下の書類を提出すること。（５名分）

- （エ） 土木工事業に係る国家資格者の資格者証の写し
（オ） 土木工事業に係る監理技術者資格者証の写し

３）申請の時期

平成２６年１月１５日から１月３１日までの期間

但し、土日祝祭日、年末年始の休日を除く日の１０時から１６時

４）審査の期間

平成２６年２月中旬～下旬の予定

２．入札参加対象業者として認める場合の工事の範囲

次の全ての条件に該当する工事

１）対象とする入札方式

一般競争入札、指名競争入札による工事

２）対象工事の種類

土木一式工事

３）対象とする工事の金額

設計金額３．５千万円～３億円

４）対象とする工事の発注期間

平成２６年度に入札公告、指名通知を行う工事

５）対象とする工事の場所

受任営業所が存在する各振興局の管内地域

※なお、上記の内容については、現の時点における予定であり、今後の入札制度改正により変更になることも考えられます。

3. 申請書の提出方法、提出先及び問い合わせ先

1) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）

2) 提出先及び問い合わせ先

各発注機関の建設部建設管理課又は総務課

4. 入札参加承認申請を行なった者に対する通知等について

申請された内容を審査後、入札参加対象業者としての承認の可否については、審査した発注機関より文書により通知する。

5. 承認後、条件を満たさなくなった者の取り扱いについて

承認後、条件を満たさなくなった場合は、管内発注機関にその旨を届け出ること。承認後は、1. 1) ③及び④の条件中「申請書の提出期限日」は、「落札決定日」と読み替えるものとする。

管内発注機関は、届出により、条件を満たさないことを確認した場合は、文書により通知を行うものとし、該当者は、通知日以降に入札公告される該当工事への入札参加はできないものとする。

6. 虚偽の申請及び5の届出を行わなかったことが判明した者の取り扱いについて 指名停止措置を講ずるものとする。

7. その他

1) 経過措置

経過措置として確認に用いるための資料は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(長崎県告示第780号)第7条第2項第6号に定める書類に該当するものとする。

2) 長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱（平成17年9月15日制定）第5条第2項第1号に該当し、同条第4項第1号の期間に適合する受任営業所は除く。